



Niigata  
Industrial  
Creation  
Organization

---

令和7年度

U・I ターン創業応援事業

二次募集

募 集 案 内

令和7年8月



Niigata  
Industrial  
Creation  
Organization

公益財団法人  
**にいがた産業創造機構**

## 目 次

●制度の目的	2
●応募対象者	2
●助成対象事業	3
●助成事業の対象期間	3
●助成金の交付条件等	4
●助成対象経費	5
●応募の方法	5
●審査方法等	7
●事業計画の評価基準	7
●交付決定以降のスケジュール	8
●助成事業者の義務	9
●本事業の流れ	10
●助成対象外事業	11
●新潟県内商工会・商工会議所の連絡先一覧	12
●新潟県内金融機関の連絡先一覧	17

## ●制度の目的

新潟県外から本県へのU・Iターンし、デジタル技術を活用し、新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業に関する起業の促進を目的とします。

## ●応募対象者

事業計画に基づき県内に事業所を設置し、令和7年8月1日から令和8年2月28日までに起業に至ると見込まれる下記①又は②のいずれかの条件に該当する者であって、下記1又は2のいずれかに該当する者。

※1 (公財)にいがた産業創造機構（以下「NICO」という）が今年度実施する他の助成金事業と併願、併用はできません。

※2 「新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業」による移住支援金の申請を行う場合、当事業の交付決定を受けた者が、対象者となります。

※3 同一の事業計画で、地方公共団体及び他の独立行政法人が、今年度実施する起業支援事業等のうち、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」を財源とした補助金、助成金との併願、併用はできません。不明な場合は、その補助事業の運営先までご確認ください。

なお、当事業と、上記の補助金、助成金との併願、併用の事実が明らかになった場合には、採択後であっても補助金の交付を取り消す場合がありますので、十分にご注意ください。

### ① U・Iターン起業

U・Iターンにより県内に移住し、令和7年8月1日から令和8年2月28日までに起業する者。U・Iターンとは、新潟県外の居住者が新潟県内に転居することをいいます。

また、起業準備のために既に新潟県内に転居している者（令和7年8月1日時点で転居後1年以内に限る）も対象とします。

### ② じもと定着起業

ア 進学を契機に県内に在住している県外出身の大学院生等で、県内で令和7年8月1日から令和8年2月28日までに起業する者。

また、大学等を卒業後、1年以内の者も対象とします。

イ 有期雇用契約等により県内へ転居して就業している県外出身者で、県内で令和7年8月1日から令和8年2月28日までに起業する者（例：地域おこし協力隊の隊員）。  
また、有期雇用契約終了後、1年以内の者も対象とします。

1. 個人開業予定者は、令和7年8月1日から令和8年2月28日までに「開業届」を提出し、営業を開始する者。

「開業届」未提出の場合でも令和7年7月31日以前に営業の実態が確認された場合は対象外です。

2. 法人設立予定者は、令和7年8月1日から令和8年2月28日までに法人登記を行い、営業を開始する者。

個人事業主の「法人成り」は対象外です。

※申請時において、会社またはほかの団体等に所属する者（代表者及び役員を含む）

は、交付決定 2 ヶ月以内に、所属する会社、団体等を退職することが必要です(副業による起業は対象外です)。

また、公募開始日以前に法人設立済みの者及び個人事業を開業済みの者は対象外です。

※本事業で対象とする法人は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、特定非営利活動法人、一般社団法人とします。

※事業承継による開業予定者も対象ですが、新潟県内において、Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野における事業継承又は第二創業する者を対象とします。

※過去に本事業に応募された者は、同様の内容で再応募することはできません。

※フランチャイズチェーンに加盟し、開業する者（フランチャイジー）は対象外です。

### ●助成対象事業

この助成金の対象となる事業は、次に掲げる事業です。

- 1 令和 7 年 8 月 1 日から、令和 8 年 2 月 28 日までに起業に至る事業
- 2 1 年以上の事業継続が見込まれるもの
- 3 3 年以上の事業計画を策定
- 4 風俗営業、性風俗営業、公序良俗に反する事業のほか、NICO が不適当と判断する事業は対象となりません

(助成対象外事業は P11 のとおり)。

### ●助成事業の対象期間

交付決定日から令和 8 年 2 月 28 日まで

## ●助成金の交付条件等

前ページの応募対象者及び助成対象事業の要件を満たし、かつ下記の事業を行う者。

デジタル技術を活用<sup>※1</sup>し、新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業

<sup>※1</sup>創業予定者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していることが必要です（例：キャッシュレス決済の導入、Web予約システム、ECサイトによる販売、SNSやWebサイトでの情報発信等）

### 対象となる分野

地域活性化、まちづくり推進、過疎地域等活性化、買い物弱者支援、地域交通支援、社会教育、子育て支援、環境関連、社会福祉関連、県が指定した地域資源の活用<sup>※2</sup>

<sup>※2</sup>県が指定した地域資源を活用した事業を行う場合、「新潟県の地域産業資源（平成30年10月指定）」で指定された地域資源を中心とした商品・サービスとして提供する必要があります。どの地域資源を使用しているのかを事業計画書に記載してください。

### 【対象例】

- ・過疎地域等にて交通弱者に対し移動販売などの買い物サービスを提供する事業
- ・空き家を活用し、交流人口の拡大を目的としたコワーキングスペースの開設
- ・高齢などにより外出困難な状況にある方への訪問専門美容業
- ・県内で独立して飲食店開業を目指す方へのクラウドキッチン開設
- ・県で指定した農林水産物のみを扱い、加工して販売する事業（地域資源活用時）
- ・県が指定した観光資源地域で、ペンションを開く（地域資源活用時）

### 【対象外例】

- ・地域課題や社会課題の解決が主目的ではない飲食業や美容業
- ・ボランティア要素が大きいコミュニティ・ビジネス
- ・県で指定されている農林水産物をメニューの一部に使用する飲食業（地域資源活用時）

**注意：**申請する事業内容が助成対象事業であるか、応募前に必ずNICOにお問い合わせください。  
公募開始日以降、応募前に問い合わせが無かった場合、申請を受け付ける事はできません。

○助成限度額 200万円

○助成率 1/2以内

\* 1 創業に必要な経費（下限額を50万円とする）の2分の1以内を支援し、200万円を上限に助成します。

\* 2 助成金の交付は経費の支払いを終えた後の精算払いとなります。

\* 3 補助金交付決定額は申請額を確約するものではなく、採択者数、申請合計額、審査結果等を総合的に勘案し、決定します。そのため、交付決定額が申請額より減額となる場合がございますのであらかじめご留意ください。

## ●助成対象経費

### 1 助成対象経費の内容

下記のうち、助成事業の対象期間内に契約、取得、支払が完了する経費が対象です。  
対象期間外に契約を行った時点で、助成対象経費と認められませんのでご注意ください。  
例外的に人件費、店舗等賃借料、設備のリース料について、交付決定日より前の契約であっても、対象期間内の経費は補助対象とすることができます。

※対象期間は、交付決定日から令和8年2月28日までになります。

経費区分	助成対象経費
事業拠点開設費	<ul style="list-style-type: none"><li>・設備、備品費</li><li>・事業所の増改築費 <u>※新築工事費・解体撤去費等は対象外</u> <u>※住居兼店舗（事業所）の場合は対象外</u></li><li>・法人登記費用（印紙・登録免許税を除く）</li><li>・消耗品費 <u>※材料費や仕入等に係る経費は対象外</u></li><li>・その他、NICOが事業拠点開設費として必要と認める経費</li></ul>
事業促進費	<ul style="list-style-type: none"><li>・人件費（本人、3親等以内の親族を除く）<u>※基本給のみ</u></li><li>・賃借料 <u>※住居兼店舗（事業所）の場合は対象外</u></li><li>・光熱水費 <u>※住居兼店舗（事業所）の場合は対象外</u></li><li>・通信運搬費</li><li>・広告宣伝費</li><li>・その他、NICOが事業促進費として必要と認める経費</li></ul>

### 2 助成対象経費の支払方法

銀行振込み、銀行口座振替のいずれかで行ってください

（※現金による支払は認められません）。

## ●応募の方法

### 1 申請書の入手方法

NICOホームページ(<https://www.nico.or.jp/>)からダウンロードできます。

申請書類に関する不明点はNICOにお問い合わせください。

**※商工会・商工会議所・金融機関では申請書類入手できませんのでご注意ください。**

### 2 申請書の作成

以下の書類を作成してください。なお、申請書の作成に際しては、商工会・商工会議所の経営指導員又は金融機関の担当者が作成等の相談に応じます。

※連絡先は商工会・商工会議所連絡先一覧(P12～)又は金融機関連絡先一覧(P17～)をご覧ください。

- ・U・Iターン創業応援事業交付申請書
- ・U・Iターン創業応援事業 事業計画書
- ・事業経費の内容及び助成金交付申請額（事業計画書様式内に含む）
- ・U・Iターン創業応援事業概要書
- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し※個人番号は黒塗りすること
- ・個人情報取扱い同意書
- ・暴力団の排除に関する誓約書
- ・開業届又は履歴事項全部証明書（令和7年8月1日以降に申請時点までに開業又は法人登記する方のみ）
- ・許認可・免許を伴う業種の場合、許可証・免許証等の写し（例：美容師免許証）

### 3 商工会・商工会議所又は金融機関への提出・確認書の交付

2で作成した書類を、事業を営む地域の商工会、商工会議所又は金融機関に提出してください。(締切：令和7年9月5日(金))

商工会・商工会議所の経営指導員又は金融機関の担当者が書類の確認を行い、不備がなければ「U・Iターン創業応援事業確認書」を交付します。

※ 金融機関から確認書の交付を受ける場合は、金融機関連絡先一覧（P17～）にお問い合わせのうえ、事前に申請窓口をご確認ください。

### 4 NICOへの申請書の提出

以下の書類をNICOに提出ください。

(締切：令和7年9月19日(金) 17時00分必着)

- ・U・Iターン創業応援事業交付申請書
- ・U・Iターン創業応援事業 事業計画書
- ・事業経費の内容及び助成金交付申請額（事業計画書様式内に含む）
- ・U・Iターン創業応援事業概要書
- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し※個人番号は黒塗りすること
- ・個人情報取扱い同意書
- ・暴力団の排除に関する誓約書
- ・開業届又は履歴事項全部証明書（令和7年8月1日以降、申請時点までに開業、法人登記するの方のみ）
- ・許認可・免許を伴う業種の場合、許可証・免許証等の写し（例：美容師免許証）
- ・U・Iターン創業応援事業 事業確認書（上記3のとおり、商工会・商工会議所・金融機関から交付）

※事業の内容がわかる、説明資料の提出も可能です。（最大5枚まで）

**注意** 申請書（各種計画書、免許証、修了証書、図面等含む）はすべて、**日本工業規格A4版**で作成して下さい。

### 5 応募期間

令和7年8月1日(金)～令和7年9月19日(金) 17時00分必着

※提出は簡易書留による郵送または持参してください。

#### 【申請先・お問合せ先】

〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル11F

（公財）にいがた産業創造機構

産業創造グループ 起業・創業支援チーム

TEL 025-246-0051(直通) FAX 025-246-0030

## 《助成事業の審査・採択等について》

### ●審査方法等

提出された書類をもとに、外部専門家の審査員が書面審査を行います。

その後、書面審査を通過された方に対して外部専門家の審査員がプレゼンテーション審査を経て、採否を決定します。なお、採択結果は文書により通知します。(プレゼンテーション審査は、ご本人でプレゼン動画を撮影し、動画投稿サイトに限定公開していただいたものを審査いたします。詳細は書面審査通過者へお知らせします。)

※採択された場合、申請者名、市区町村名、業種を公表します。

※審査結果によっては、不採択、減額の採択となる場合がございます。

### ●事業計画の評価基準

申請された事業計画について、以下のポイントを重点に評価を行います。

#### 1 事業アイデアの新規性等

- 既存市場に対して、当該事業アイデアに新規性・先進性（デジタル化含む）はあるか

#### 2 マーケティング

- 市場、商圈等の分析、状況の把握はされており、顧客や販売方法が明確にされているか
- 計画されている地域または分野等での需要創出に期待できるか

#### 3 創業事業計画の明確性

- 創業の動機など、計画立案の背景が明確であるか
- 事業内容と実施時期は明確で妥当なものか
- 事業の目的が明確であるか
- 事業に対して、志と熱意があるか

#### 4 事業開始と事業計画の達成見込み

- 助成事業実施期間内の創業が見込まれるか
- 売上・利益等の計画は妥当で達成は可能か
- 許認可を伴う業種はその取得が可能か

#### 5 事業実施体制

- 代表者、役員、従業員予定者等の経験（職歴、人脈等）、能力、資格は十分か
- 事業実施に必要な人材の確保に目途が立っているか

#### 6 資金調達の確実性

- 事業実施にあたり、自己資金及び借入金その他による資金調達は確実か

#### 7 地域経済への波及効果

- 地域の企業や事業者等との連携・取引により、地域経済の活性化が期待できるか
- 事業売上や給与等支払額が増加することが見込まれるか
- 雇用の受け皿となることが期待できるか

#### 8 起業の『再チャレンジ』を積極的に支援

- 『再チャレンジ』による起業で、過去の起業経験を活かした優れた事業計画と認められるものは、審査において加点要素となる

- 再チャレンジによる起業を目指す場合、事業計画書の「『再チャレンジ』によるPRポイント」において、過去の起業経験がどのように活かされているのか、具体的なPRポイントを記載すること
- PRポイントの項目には以前に起業した際の経緯（事業内容、廃業理由）も併せて記載すること
- 上記の内容が記載されていない場合、加点対象とならない

## ●交付決定以降のスケジュール

### 1 採否通知

審査結果を申請者に郵送で通知します。

採択された場合、交付決定日から令和8年2月28日までが助成事業の対象期間です。  
この間に契約、取得、支払いが完了する経費が助成対象となります。それ以外のものは助成対象外となりますのでご注意ください。

### 2 採択者説明会

助成金交付までのスケジュールや事務手続き、注意点についてご説明します。

### 3 実績報告書の提出（事業の完了後）

助成対象期間内に支払った助成対象経費に関する支払証拠書類（見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等）の写しを報告書に添付して提出していただきます。

### 4 助成金の支払

助成金は、実績報告書及び支払証拠書類を提出いただいた後、内容を精査して、助成対象経費として認められるものについて精算払でお支払いします。

### 5 事業化状況の報告（助成事業終了後5年間）

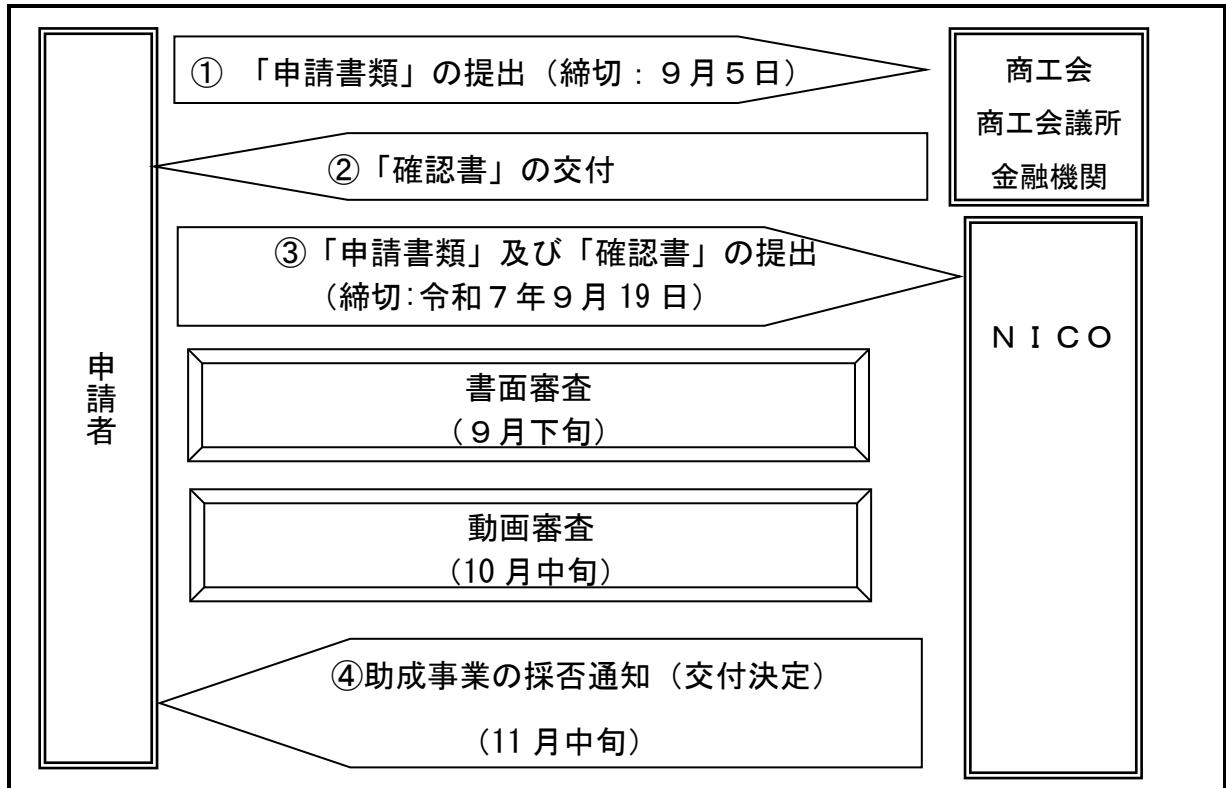
助成事業終了後（助成金の受領後）5年間、各年の事業成果について決算書の写しを添付の上、事業化状況報告書を提出していただきます。また、助成事業に関する随時調査（訪問での聴き取り含む）に、事業終了後もご協力いただく場合があります。

## ●助成事業者の義務

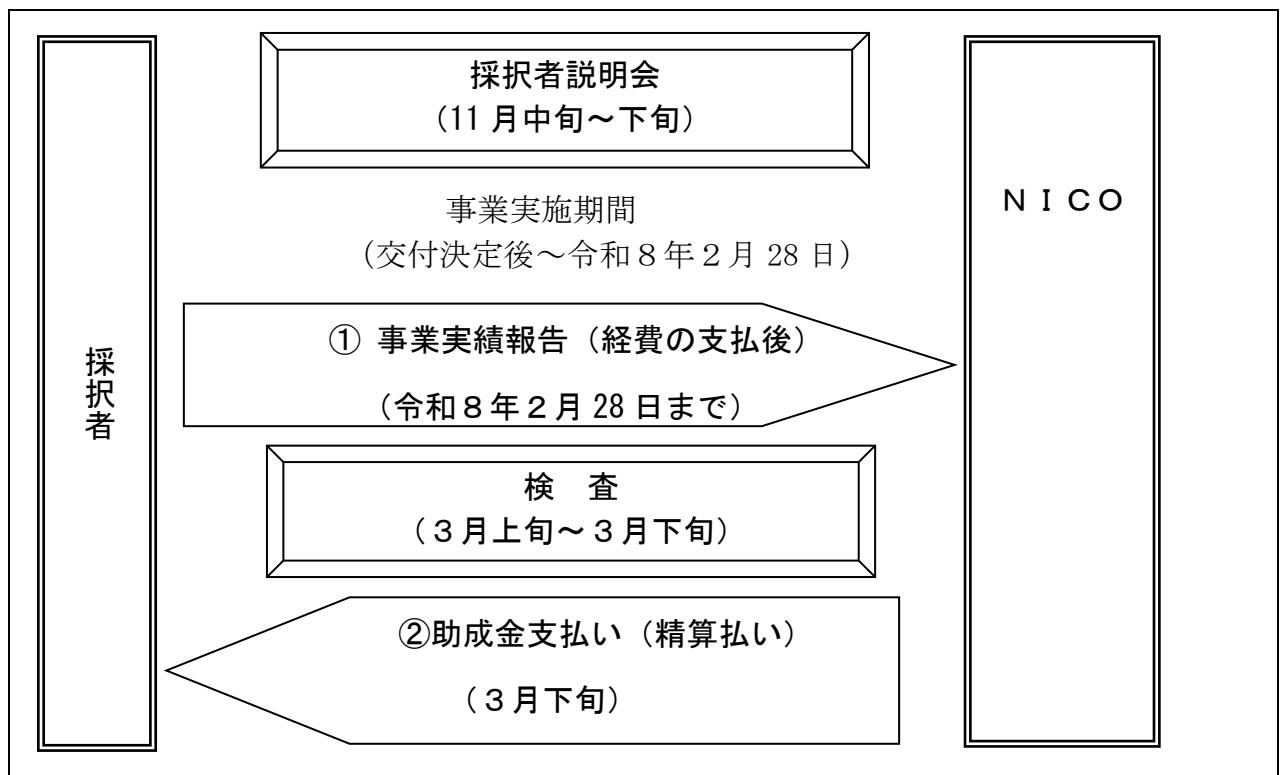
助成金を受けた場合は、以下の事項を守らなければなりません。

- 1 助成事業の内容を変更しようとする場合は事前に承認を得ること。
- 2 事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- 3 事業完了後、実績報告書を提出すること。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的にしたがって効率的な運用を図ること。
- 5 事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、事前に承認を受けること。また、処分により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を NICO に納付することがあること。
- 6 事業により取得した工業所有権の譲渡、実施権の設定等により収益が生じときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付すること。
- 7 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存すること。
- 8 助成事業の実施期間終了後（助成金の受領後） 5 年間、事業化状況報告を行うこと。

【参考】本事業の流れ



起業



## ●助成対象外事業

- 農業
- 林業
- 漁業
- 狩猟業
- 金融・保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く）
- 娯楽業のうち風俗関連営業
- 競輪・競馬等の競争場・競技団
- パチンコホール
- bingoゲーム場、射的場、スロットマシン場
- 芸ぎ業
- 場外馬券売場及び場外車券売場
- 競輪競馬等予想業
- 芸ぎ周旋業
- 集金業・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに関するものを除く）
- 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主におこなうもの
- 易断所・観相業
- 相場案内業
- 病院
- 一般診療所
- 歯科診療所
- 助産・看護業
- 歯科技工所
- 獣医業
- 学校（学校法人が経営するもの）
- 法律事務所、特許事務所
- 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所
- 公認会計士事務所、税理士事務所
- 社会保険労務士事務所
- 通訳案内業
- 不動産鑑定業
- 行政書士事務所
- 宗教・政治・経済・文化団体、LLP(有限責任事業組合)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項及び第5項に規定するもの
  - ・風俗営業（第1項）  
キヤバレー（第1号）、スナック・バークラブ（第2号）、ナイトクラブ（第3号）、低照度飲食店（第5号）等
  - ・性風俗関連特殊営業（第5項）  
店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業
- その他公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる事業

●新潟県内商工会・商工会議所の連絡先一覧

【商工会（下越地区）】

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
<b>新潟市</b>				
西新潟商工会 黒埼事務所	950-1111	新潟市西区大野町 3021	025-377-3155	025-377-4056
西新潟商工会 内野事務所	950-2112	新潟市西区内野町 537	025-262-2316	025-262-2305
西新潟商工会 赤塚出張所	950-2261	新潟市西区赤塚 5405-8	025-239-2315	025-239-2305
豊栄商工会	950-3321	新潟市北区葛塚 3348	025-387-2264	025-387-5523
新潟みなみ商工会	950-1217	新潟市南区白根 1240-3	025-373-4181	025-373-4199
新潟みなみ商工会 味方支所	950-1261	新潟市南区味方 685-1	025-372-3535	025-372-2724
新潟みなみ商工会 月潟支所	950-1305	新潟市南区大別当 2668	025-375-2405	025-375-2923
小須戸商工会	956-0101	新潟市秋葉区小須戸 3611-2	0250-38-2560	0250-38-2027
新潟こうなん商工会	950-0208	新潟市江南区横越中央 1-1-5	025-385-2773	025-385-4300
新潟こうなん商工会 両川支所	950-0324	新潟市江南区酒屋町 821-10	025-280-2240	025-280-2572
新潟にしかん商工会	953-0041	新潟市西蒲区巻甲 2576-3	0256-72-2026	0256-73-2742
新潟にしかん商工会 岩室支所	953-0132	新潟市西蒲区西中 889-1	0256-82-3209	0256-82-5010
新潟にしかん商工会 西川支所	959-0422	新潟市西蒲区曾根 168-13	0256-88-3646	0256-88-7554
新潟にしかん商工会 潟東支所	959-0505	新潟市西蒲区三方 24	0256-86-2129	0256-86-2964
新潟にしかん商工会 中之口支所	950-1327	新潟市西蒲区中之口 688-1	025-375-4181	025-375-5224
<b>岩船郡関川村</b>				
関川村商工会	959-3265	岩船郡関川村大字下関 110-2	0254-64-1341	0254-64-0423
<b>村上市</b>				
荒川神林商工会	959-3134	村上市羽ヶ檍 104-44	0254-62-3049	0254-62-5330
荒川神林商工会 神林支所	959-3449	村上市岩船駅前 50-14	0254-66-7408	0254-66-5916
朝日商工会	958-0292	村上市岩沢 5611	0254-72-1301	0254-72-1545
山北商工会	959-3907	村上市府屋 219-1	0254-77-2259	0254-77-2437
<b>阿賀野市</b>				
阿賀野市商工会 水原支所	959-2021	阿賀野市中央町 2-12-5	0250-62-2047	0250-62-7007

阿賀野市商工会 安田支所	959-2221	阿賀野市保田 3726-7	0250-68-2208	0250-68-3515
阿賀野市商工会 京ヶ瀬支所	959-2123	阿賀野市姥ヶ橋 660-5	0250-67-2743	0250-67-2178
阿賀野市商工会 笛神支所	959-1919	阿賀野市山崎 379	0250-62-4563	0250-62-7924
<b>新発田市</b>				
しばた商工会	959-2323	新発田市乙次 475-3	0254-22-3925	0254-23-5491
しばた商工会 加治川支所	959-2415	新発田市住田 510 新発田市役所加治川庁舎内	0254-33-3931	0254-33-3932
しばた商工会 紫雲寺支所	957-0204	新発田市稻荷岡 2371	0254-41-2319	0254-41-2044
<b>北蒲原郡聖籠町</b>				
聖籠町商工会	957-0117	北蒲原郡聖籠町諏訪山 1640-2	0254-27-2078	0254-27-7868
<b>胎内市</b>				
胎内市商工会	959-2642	胎内市新和町 2-5	0254-43-3624	0254-43-5773
胎内市商工会 黒川支所	959-2807	胎内市黒川 1106-13	0254-47-2419	0254-47-2320
<b>五泉市</b>				
村松商工会	959-1705	五泉市村松乙 245	0250-58-2201	0250-58-8409
<b>東蒲原郡阿賀町</b>				
阿賀町商工会	959-4402	東蒲原郡阿賀町津川 3581-1	0254-92-2494	0254-92-4284
阿賀町商工会 上川支所	959-4507	東蒲原郡阿賀町両郷甲 2150 上川会館 2F	0254-95-2266	0254-95-2267
阿賀町商工会 鹿瀬支所	959-4301	東蒲原郡阿賀町向鹿瀬 1777	0254-92-4894	0254-92-5705
阿賀町商工会 三川支所	959-4622	東蒲原郡阿賀町白崎 148	0254-99-2064	0254-99-2063
<b>西蒲原郡弥彦村</b>				
弥彦村商工会	959-0323	西蒲原郡弥彦村弥彦 2953	0256-94-2272	0256-94-4650
<b>燕市</b>				
つばめ商工会	959-0232	燕市吉田東栄町 14-12 燕市吉田産業会館	0256-93-2609	0256-92-7661
つばめ商工会 分水支所	959-0181	燕市上諏訪 9-6	0256-97-2181	0256-98-5511

### 【商工会（中越地区）】

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
<b>長岡市</b>				
柄尾商工会	940-0295	長岡市谷内 2-5-9 柄尾秋葉門前商工プラザとちパル 2F	0258-52-4191	0258-52-4135

中之島町商工会	954-0124	長岡市中之島 798-1	0258-66-5550	0258-66-7525
長岡南商工会	949-5406	長岡市浦 715-11	0258-92-2247	0258-92-6347
長岡南商工会 関原二和支所	940-2035	長岡市関原町 3 丁目甲 57	0258-46-2170	0258-46-7365
長岡南商工会 山古志支所	947-0204	長岡市山古志竹沢乙 461 長岡市山古志支所内	0258-59-2151	0258-59-2340
長岡南商工会 川口支所	949-7504	長岡市東川口 1974-20	0258-89-2213	0258-89-2154
長岡南商工会 小国支所	949-5213	長岡市小国町法坂 738-1 旧長岡市小国商工物産館	0258-95-2404	0258-95-2432
三島町商工会	940-2306	長岡市脇野町 817-9	0258-42-2504	0258-42-2314
長岡北商工会	940-2402	長岡市与板町与板甲 134-2	0258-72-2303	0258-72-3328
長岡北商工会 和島事務所	949-4511	長岡市小島谷 3434-4	0258-74-2147	0258-74-3093
寺泊町商工会	940-2502	長岡市寺泊坂井町 9769-31	0258-75-2474	0258-75-3374
<b>見附市</b>				
見附商工会	954-0053	見附市本町 1-4-41	0258-62-1365	0258-63-1656
<b>南蒲原郡田上町</b>				
田上町商工会	959-1503	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 3072	0256-57-2291	0256-57-5100
<b>三条市</b>				
三条市商工会	959-1153	三条市新堀 2290	0256-45-3405	0256-45-3684
三条市商工会 下田事務所	955-0152	三条市笹岡 360-1	0256-46-3073	0256-46-3086
<b>三島郡出雲崎町</b>				
出雲崎町商工会	949-4305	三島郡出雲崎町羽黒町 431-1	0258-78-2064	0258-78-3693
<b>魚沼市</b>				
魚沼市商工会	946-0011	魚沼市小出島 1209-11	025-792-2124	025-792-7067
魚沼市商工会 堀之内支所	949-7413	魚沼市堀之内 130 魚沼市役所旧堀之内庁舎 2F	025-794-2433	025-794-3218
守門入広瀬商工会	946-0216	魚沼市須原 520 魚沼市役所守門庁舎 1F	025-797-2272	025-797-2643
守門入広瀬商工会 入広瀬支所	946-0304	魚沼市穴沢 215-1	025-796-2152	025-796-2166
<b>南魚沼郡湯沢町</b>				
湯沢町商工会	949-6101	南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2882-8	025-784-2522	025-784-3218
<b>南魚沼市</b>				
南魚沼商工会	949-6680	南魚沼市六日町 76-4	025-772-2590	025-772-8061
南魚沼商工会 塩沢支所	949-6408	南魚沼市塩沢 1112-32	025-782-1206	025-782-4044
南魚沼商工会 大和支所	949-7302	南魚沼市浦佐 478-5	025-777-3500	025-777-4165

十日町市					
十日町市商工会	948-0144	十日町市水口沢 71	025-768-2176	025-768-4301	
十日町市商工会 中里支所	949-8401	十日町市上山己 3103-2	025-763-2868	025-763-4188	
十日町市商工会 水沢支所	949-8523	十日町市新宮甲 475-6	025-758-3035	025-758-4004	
十日町市商工会 松代支所	942-1526	十日町市松代 3244-7	025-597-2006	025-597-2360	
十日町市商工会 松之山支所	942-1406	十日町市松之山 1571-3	025-596-2174	025-596-2350	
中魚沼郡津南町					
津南町商工会	949-8201	中魚沼郡津南町下船渡丁 2920	025-765-2301	025-761-4039	
柏崎市					
柏崎市商工会	949-4123	柏崎市西山町池浦 877 柏崎市西山町いきいき館	0257-47-2086	0257-47-2650	
柏崎市商工会 北条事務所	949-3724	柏崎市大広田 68-1	0257-25-3322	0257-25-3502	
柏崎市商工会 高柳事務所	945-1502	柏崎市高柳町岡野町 1849-1 柏崎市高柳町事務所	0257-41-2407	0257-41-2200	
刈羽郡刈羽村					
刈羽村商工会	945-0307	刈羽郡刈羽村刈羽 111-2	0257-45-2386	0257-45-2985	

### 【商工会（上越・佐渡地区）】

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
<b>上越市</b>				
大浦安商工会	942-0307	上越市浦川原区釜渕 5 浦川原コミュニティプラザ 4F	025-599-2206	025-599-2092
柿崎商工会	949-3216	上越市柿崎区柿崎 6090-1	025-536-2531	025-536-4494
くびきの商工会	949-3111	上越市大潟区四ツ屋浜 773	025-534-3211	025-534-4832
くびきの商工会 頸城支所	942-0127	上越市頸城区百間町 615-2	025-530-2156	025-530-2367
くびきの商工会 吉川支所	949-3443	上越市吉川区下町 1126 吉川コミュニティプラザ 3F	025-548-2109	025-548-3024
くびきの商工会 名立支所	949-1602	上越市名立区名立大町 193-4	025-537-2203	025-537-2743
上越南商工会	944-0131	上越市板倉区針 941	0255-78-2117	0255-78-2775
<b>妙高市</b>				
妙高市商工会	949-2105	妙高市毛祝坂 58-3	0255-86-2378	0255-86-4113
<b>糸魚川市</b>				
能生商工会	949-1352	糸魚川市大字能生 1941-7	025-566-2244	025-566-4374
青海町商工会	949-0304	糸魚川市寺地 2153	025-562-2352	025-562-5201

佐渡市				
両津商工会	952-0011	佐渡市両津夷 43-1	0259-27-5128	0259-23-3868
相川商工会	952-1542	佐渡市相川塩屋町 25-3	0259-74-3236	0259-74-3237
佐和田商工会	952-1324	佐渡市中原 328-3	0259-52-3148	0259-52-3531
佐渡国仲商工会	952-0206	佐渡市畠野甲 559-7	0259-66-2458	0259-66-3465
佐渡国仲商工会 金井支所	952-1209	佐渡市千種 50-5	0259-63-4161	0259-63-4755
佐渡国仲商工会 新穂支所	952-0106	佐渡市新穂瓜生屋 99-2 佐渡市新穂就業改善センター	0259-22-2166	0259-22-3836
佐渡国仲商工会 真野支所	952-0318	佐渡市真野新町 132-31	0259-55-2711	0259-55-3116
南佐渡商工会	952-0604	佐渡市小木町 94	0259-86-2216	0259-86-2304
南佐渡商工会 羽茂支所	952-0504	佐渡市羽茂本郷 673-1	0259-88-2160	0259-88-3654
南佐渡商工会 赤泊支所	952-0711	佐渡市赤泊 189	0259-87-2200	0259-87-2916

### 【商工会連合会】

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
商工会連合会	950-0965	新潟市中央区新光町 7-2	025-283-1311	025-285-1252
長岡支所	940-2127	長岡市新産 2-1-4	0258-21-0688	0258-21-4333

### 【商工会議所】

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
新潟商工会議所	950-8711	新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 7F	025-290-4411	025-290-4421
上越商工会議所	943-8502	上越市新光町 1-10-20	025-525-1185	025-522-0171
長岡商工会議所	940-0071	長岡市表町 3-1-8 リナシエビル 3F	0258-32-4500	0258-34-4500
柏崎商工会議所	945-0051	柏崎市東本町 1-2-16 モーリエ 2 ビル 4F	0257-22-3161	0257-22-3570
三条商工会議所	955-8603	三条市須頃 1-20	0256-32-1311	0256-32-1310
新発田商工会議所	957-8550	新発田市中央町 4-10-10	0254-22-2757	0254-23-5885
新津商工会議所	956-0864	新潟市秋葉区新津本町 3-1-7	0250-22-0121	0250-25-2332
燕商工会議所	959-1289	燕市東太田 6856	0256-63-4116	0256-63-8705
小千谷商工会議所	947-8691	小千谷市本町 2-1-5	0258-81-1300	0258-83-3632
糸魚川商工会議所	941-8601	糸魚川市寺町 2-8-16	025-552-1225	025-552-8860
村上商工会議所	958-0841	村上市小町 4-10	0254-53-4257	0254-53-0172
十日町商工会議所	948-0088	十日町市駅通り 17	025-757-5111	025-752-6044
新井商工会議所	944-0048	妙高市下町 7-1	0255-72-2425	0255-73-7525

加茂商工会議所	959-1313	加茂市幸町 2-2-4	0256-52-1740	0256-52-4100
五泉商工会議所	959-1821	五泉市赤海 845-1	0250-43-5551	0250-42-1151
亀田商工会議所	950-0125	新潟市江南区亀田新明町 2-2-30	025-382-5111	025-382-5114

●新潟県内金融機関の連絡先一覧（申請窓口は、各金融機関へ事前にお問い合わせください。）

名 称	店舗	郵便番号	住 所	電話番号
<b>銀行</b>				
第四北越銀行	本店営業部	951-8066	新潟市中央区東堀前通七番町 1071-1	025-222-4111
大光銀行	本店営業部	940-8651	長岡市大手通 1-5-6	0258-36-4000
りそな銀行	長岡支店	940-0062	長岡市大手通 2-4-10	0258-36-4090
八十二銀行	高田支店	943-0832	上越市本町 4-2-28	025-524-4181
きらやか銀行	新発田支店	957-0053	新発田市中央町 3-3-5	0254-22-3734
富山第一銀行	長岡支店	940-0061	長岡市城内町 2-2-1	0258-33-4810
東邦銀行	新潟支店	951-8068	新潟市中央区上大川前通七番町 1230-7 ストークビル鏡橋 2F	025-378-2550
北陸銀行	新潟支店	951-8687	新潟市中央区東堀前通七番町 1072-2	025-222-0521
<b>信用金庫</b>				
新潟信用金庫	本店	951-8666	新潟市中央区西堀通五番町 855-1	025-222-3111
柏崎信用金庫	本店	945-0051	柏崎市東本町 1-2-16	0257-22-2101
加茂信用金庫	本店営業部	959-1372	加茂市本町 1-29	0256-53-2211
長岡信用金庫	本店営業部	940-8660	長岡市大手通 2-4-7	0258-36-4343
上越信用金庫	本店	942-8666	上越市中央 1-11-1	025-546-7600
村上信用金庫	本店	958-8601	村上市小町 2-15	0254-53-2181
新井信用金庫	本店	944-8601	妙高市栄町 2-3	0255-72-3101
三条信用金庫	本店	955-8666	三条市旭町 2-5-10	0256-34-5126
新発田信用金庫	本店営業部	957-0053	新発田市中央町 3-2-21	0254-24-5101
<b>信用組合</b>				
新潟縣信用組合	本部	951-8114	新潟市中央区営所通一番町 302-1	025-228-4111
糸魚川信用組合	本部	941-0057	糸魚川市南寺町 1-8-41	025-552-9880
巻信用組合	本店	953-0041	新潟市西蒲区巻甲 4180-1	0256-72-7111
協栄信用組合	本部	959-1296	燕市東太田 6984	0256-61-1511
新潟大栄信用組合	本部	959-0194	燕市分水桜町 1-4-14	0256-98-6291
ゆきぐに信用組合	本部しんくみ センター	949-6408	南魚沼市塩沢 1221-4	025-782-1201
はばたき信用組合	本部	950-0166	新潟市江南区旭 2-1-2	025-382-4111
興栄信用組合	本部	950-2112	新潟市西区内野町 1066	025-263-1888

名 称	店舗	郵便番号	住 所	電話番号
<b>J A</b>				
佐渡農業協同組合	本店	952-8502	佐渡市原黒 300-1	0259-27-6161
魚沼農業協同組合	本店	948-0056	十日町市高田町 6-641-1	025-757-1571
新潟かがやき農業協同組合	本店	953-8503	新潟市西蒲区漆山 8833	0256-70-1500
えちご中越農業協同組合	本店	940-8550	長岡市今朝白 2-7-25	0258-35-1300
えちご上越農業協同組合	本店	943-0817	上越市藤巻 5-30	025-527-2001
新潟県信用農業協同組合連合会	本店	951-8570	新潟市中央区東中通一番町 189-3	025-211-3300
みなみ魚沼農業協同組合	本店	949-6608	南魚沼市美佐島 1856	025-772-3460
北新潟農業協同組合	本店	957-0011	新発田市島潟 1184-1	0254-26-2600
<b>政府系金融機関</b>				
日本政策金融公庫	新潟支店国民生活事業	950-0088	新潟市中央区万代 4-4-27 メッツライフ新潟テレコムビル 9F	025-246-2012
	長岡支店国民生活事業	940-0087	長岡市千手 3-9-23	0258-36-4360
	三条支店国民生活事業	955-0092	三条市須頃 1-20 三条商工会議所会館 2F	0256-34-7511
	高田支店国民生活事業	943-0832	上越市本町 5-4-5 あすとぴあ高田 2F	025-524-2340
商工組合中央金庫	新潟支店	950-0087	新潟市中央区東大通 2-4-4	025-255-5111